

平成21年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

農政水産部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
水産試験場	新たな農林水産政策を 推進する実用技術開発 委託事業	水田の魚類育成機能を活 用した水産業と農業が両 立できる新たな魚類およ び水稲栽培技術の開発	平成21年7月31日	公立大学法人滋賀県 立大学	5,178,000	水質や生物生産の測定に必要な施設及び魚類 の生態に関する高度な知識を有する者を擁して おり、委託する事により研究の加速化、効率化が 図られる唯一の研究機関であるため。	2号	3イ
耕地課	平成21年度第1号管理 体制整備計画策定業務	国・県営事業により整備さ れた基幹農業用水利施設 の多面的機能を発揮させ るための管理体制整備計 画策定	平成21年7月14日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	6,510,000	土地改良施設の現状把握や、施設の豊富な知識 が求められることから、単に価格のみによらず、 公募により提案を受け、内容を評価するプロポー ザル方式により相手方を選定したため。	2号	4